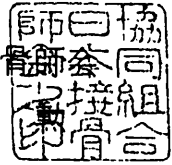


令和2年8月26日

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課 御中

協同組合日本接骨師会  
会長 登山



### 柔道整復医療にかかる偏見防止の要望

#### 要望の趣旨

労災保険取り扱いで柔道整復医療に対する「診断不可の誤解防止」の周知徹底を賜るようお願い申し上げます。

なお、本件は個別件ではなく柔道整復師の業務に対する誤解の注意として再発防止を賜るようお願い申し上げます。

#### 要望の理由

この度、香川県労働基準局で「柔道整復師は医師ではないので診断不可」とし、労災医療費支給にあたり医師の傷病名の限定とし、柔道整復師の適正な医療を査定する問題が発生しました。

この事について、「医師の診断の表記」への注意点の非難は格別、柔道整復師の「診断の表記」と「算定」の手法について医師と表記が異なることを無視し、医師と同一ではないから不可とする審査委員とその選考者の惹起する問題の注意について、従来の自賠責や健保と同様問題の誤解防止対策の例に鑑み労災保険にあっても国民の医療選択の自由に基づく整復医療の理解の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回件では、抗議回避のためか、急拠「査定額の振り込み」とされましたが、別紙の注意で、この事について「弁明の機会の無視」などの疑問があります。